

お知らせ

町より

行政

行政相談

行政サービスについてのご相談
お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆日時 12月20日(金) 10時～15時

◆場所

健康センター健康相談室

◆担当者

松田幹男 ☎62・3024

田口英輔 ☎62・3263

☎総務課行政係 ☎52・7111

戸籍住民

住基カードの有効期限を 確認ください

住基カードは10年間の有効期限を過ぎると、顔写真付きの場合は、本人確認書類として利用できなくなります。

引き続きの利用を希望される場合は、お持ちの住基カードを返納し、新たに交付申請を行ってください。有効期限の3か月前から手続きができます。引き続きのご利用を希望

されない場合は、住基カードの返納のみ行ってください。

◆交付申請に必要な物

- ・手数料500円
- ・現在お持ちの住基カード
- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑

※住基カードの交付は平成27年12月末までとなり、平成28年1月からは、個人番号カードが申請により交付されます。

◆電子証明書が格納された住基カードをお持ちの人

電子証明書の有効期限は3年のため、住基カードの有効期限前に有効期限を迎える場合があります。その場合、電子証明書はその有効期限までご利用できません。

☎町民環境課 戸籍住民係
☎52・5851(直通)

資産税

償却資産申告書の提出を

償却資産とは、会社や個人で工場や個人や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる、機械・器具・備品などをいいます。

償却資産は、事業者自らが市町村に、毎年1月末日までに申告することになります。12月中旬頃に申告書類を送付しますので、平

成26年1月1日現在の資産状況を、1月31日まで税務課へ申告してください。

◆提出書類

申告書 種類別資産明細書

◆課税標準額

平成26年1月1日現在の償却資産の価格で、課税台帳に登録された価格

◆免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

◆税額

課税標準額に1.4%(税率)を乗じて算出されます。

☎税務課 資産税係
☎52・5853(直通)

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届け出を

平成25年1月2日から平成26年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築、増築、または取り壊された場合は、税務課まで届出を行ってください。

新築、増築については随時、家屋評価に伺っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら、連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届出を怠りますと、実際、建物が無いのに課税されることとなります。また、未登記の家屋の売買など

で、所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。届け出が無い場合には、前の所有者に課税されることとなります。

☎税務課 資産税係
☎52・5853(直通)

土地登記簿の地目と 現況が違えば届け出を

土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行います。そのため、登記簿の地目と現況地目が違う場合は、届け出を行ってください。

☎税務課 資産税係
☎52・5853(直通)

保健予防

無料・匿名でHIV検査が 受けられます

県内の保健所では、12月1日の「世界エイズデー」前後に、HIV検査を拡充して行います。

エイズはHIVというウイルスに感染して起こる病気です。感染から発病まで、数年の潜伏期間が

あり、感染していても早期に発見し、治療を始めることで、発病を予防したり、遅らせたりすることができ

ます。検査は採血だけで短時間で終了

します。大切な人へ感染を広げない

ためにも、一度、検査を受けましょう。

◆八代保健所でのHIV抗体検査

・検査実施日

毎週木曜日 13時～16時の時間帯

・夜間検査実施日

第3木曜日 17時～19時の時間帯

※ただし、「世界エイズデー」に伴い、

12月5日(木)にも夜間検査(事前

予約が必要)を行います。

☎八代保健所 ☎33・3229

介護保険

障害者控除対象者認定申請

氷川町では、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、町内に住所を有する65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている人のうち、寝たきりや認知症の状態によって、「身体障害者または知的障害者に準ずる」と認められる場合、障害者控除対象者の認定書を交付

しています。この認定書を提示すると、所得税や町県民税の申告の際に、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けるこ

とができます。

ただし、障害者手帳などにより、すでに控除を受けている人や、この控除を受けなくても非課税の人は、改めて申請していただく必要はありません。

なお、この認定書は障害者控除の適用にのみ有効であり、身体障害者手帳の代わりとなるものではありません。

障害者控除対象者認定を受けようとする場合は、健康福祉課または宮原振興局総務振興課にて申請書を記入、押印のうえ、ご提出ください。後日、認定書を送付いたします。

◆対象者

・障害者控除認定書

要件を満たす人

・特別障害者控除認定書

要件を満たす人

※どちらも平成25年12月31日の現

況で認定します。

☎健康福祉課 介護保険係
☎52・5852(直通)

まちづくり

2013漁業センサスのお礼

11月1日に行われました漁業センサスでは、町内漁業関係者の皆さまには、ご協力いただき、誠にあ

りがとうございました。

提出いただいた調査票は町で審査整理し、県へ提出いたしました。今後、調査の結果は細やかに集

計し公表され、各種施策などの基礎資料として広く利用されます。

☎総務振興課 まちづくり推進係
☎62・2317(直通)

平成25年工業統計調査を実施

12月31日を基準日とし、平成25年工業統計調査が全国一斉に行われます。

調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる「製造業」に属する事業

所で、12月中旬から来年1月にかけて、調査員がお伺いしますので、調査票記入のご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

☎総務振興課 まちづくり推進係
☎62・2317(直通)



工業統計キャラクター
コウちゃん

ご協力をお願いします 工事に伴う交通規制について

12月上旬～平成26年3月上旬まで、各地区で幹線排水路護岸整備工事を行うため、全面通行止めの交通規制があります。近隣住民の皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

工期: 12月上旬～平成26年3月上旬
規制: 全面通行止め



お問い合わせ先 農地整備課 ☎52-5855 (直通)